八雲町熊石国民健康保険病院褥瘡対策委員会設置要綱

（目的）

第１条　八雲町熊石国民健康保険病院における褥瘡対策を討議、検討し、その効率的な推進を図るため、褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、院長をもって充て、副委員長は、副院長をもって充てる。

３　委員は、次の職員をもって充てる。

（１）医師

（２）看護師長、看護師（褥瘡対策チーム数名）、看護補助者

（３）放射線係主任

（４）薬局長

（５）臨床検査係長

（６）作業療法係長

（７）栄養管理室長

（８）事務長

（９）庶務係長

（10）医事係主任

（会議）

第３条　委員会は、原則として月１回開催とし、委員長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

（所掌事項）

第４条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）褥瘡及び合併する感染予防対策の確立に関すること。

（２）褥瘡と合併する感染予防の実施、監視及び指導に関すること。

（３）感染褥瘡源の調査に関すること

（４）褥瘡予防に係る情報の収集に関すること

（５）その他褥瘡及び合併する感染予防対策についての重要事項に関すること。

（褥瘡対策チーム）

第５条　次の職種をもとに褥瘡対策チームを別紙のとおり構成するものとし、委員長が指名する。

（１）専任医師　　１名

（２）専任看護職員　　１名

（３）看護職員　　若干名

２　褥瘡の予防・治療等の対策を実施するため、入院するすべての入院患者について、次の事項について調査し、所定の用紙に記録し、診療録に添付する。

（１）　日常生活自立度の障害自立度（寝たきり度）

（２）　入院時における褥瘡の有無

（３）　基礎疾患の症状

（４）　発赤等初期症状を含む褥瘡の症状

（５）　予防、治療法等の治療計画

（６）　マット使用、体位変換等の療養環境

（７）　所定の臨床経過用紙への医師及び看護師の立場からの記録

（庶務）

第６条　委員会の会議録の作成、保管その他の庶務については、事務局において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙（第５条関係）

褥瘡対策チームを次の職員とする。

専 任 医 師	藤戸　収作
専任看護師	佐々木　万由子
メ ン バ ー	小林　沙彩・田口　明子・迎山　千秋